

観 第221-4号  
平成27年3月20日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 大澤 正明  
(観光物産課)



### 谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素より格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山にあたっては、事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

### 記

- 1 登山禁止地区  
危険地区全域
- 2 登山禁止期間  
平成27年3月27日(金)から平成27年5月1日(金)まで(36日間)
- 3 問い合わせ先
  - (1) 群馬県観光物産課観光政策係  
住所：群馬県前橋市大手町1-1-1  
電話：027-226-3382
  - (2) 群馬県谷川岳登山指導センター  
住所：群馬県利根郡みなかみ町湯桧曾  
電話：0278-72-3688 (FAX兼用)
- 4 参考(過去の登山禁止期間)
  - ・平成25年度(昨年度) 平成26年3月29日(土)～5月2日(金)
  - ・平成24年度(一昨年度) 平成25年3月22日(金)～4月30日(火)

担当 観光政策係 林  
Tel 027-226-3382  
Fax 027-223-1197  
E-mail hayasi-hi@pref.gunma.lg.jp

# ○群馬県谷川岳遭難防止条例による登山禁止地区図

○禁止理由：なだれ

○禁止地区及び禁止期間

危険地区全域



平成27年3月27日(金)から  
平成27年5月1日(金)まで

